

神川町地域防災計画（案）の概要

1. 改定の主旨

神川町地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定により、町の地域に起こる災害から町民の皆さまの生命、身体及び財産を保護するため、必要な事項を定めています。前回改定を行った平成 25 年度から 8 年の期間が経過しているため、最新の状況を踏まえて必要な更新、修正等による改定を行います。

2. 主な改定点

- ・避難情報に関すること
（避難勧告・避難指示の一本化、高齢者等を対象とした早めの避難情報の発令等）
- ・要配慮者の安全確保に関すること
（浸水想定区域等内にある要配慮者利用施設での必要対応事項、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成等）
- ・令和 2 年度県防災計画改正に伴う改定
（新型コロナウイルス感染症を考慮した避難所運営、国や他都道府県からの応援受入体制の整備、備蓄体制の強化等）
- ・南海トラフ地震に関する記載の追加
- ・各種基準値等の更新

3. 計画の構成

I 総則編

計画の目的や位置づけ、町の概況・組織等について記載しています。

II 震災対策編

地震による災害を対象とし、「災害情報の収集及び伝達」、「医療・救護活動」のような各ジャンルにおいて、予防の段階や応急対策（又は復旧）の段階で必要な対応を記載しています。

III 風水害対策編

主に風水害による災害を対象とし、震災対策編と同様に予防の段階や応急対策（又は復旧）の段階で必要な対応を記載しています。

IV 複合災害対策編

複数の災害が同時期に起きた場合を想定し、必要な対応を記載しています。

V 広域応援編

町のみならず、首都圏の広範囲に影響を及ぼす災害が起きた場合を想定し、必要な対応を記載しています。

VI 事故災害対策編

自然災害以外の災害について、必要な対応を記載しています。